

生駒市訓令甲第2号

生駒市職員服務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年8月20日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員服務規程等の一部を改正する訓令

(生駒市職員服務規程の一部改正)

第1条 生駒市職員服務規程(昭和44年3月生駒市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第14条及び第24条中「執務時間外」を「勤務時間外」に改める。

(生駒市行政文書取扱規程の一部改正)

第2条 生駒市行政文書取扱規程(平成9年12月生駒市訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

第8条中「執務時間外」を「勤務時間外」に改め、同条第1号中「執務時間」を「勤務時間」に改める。

第23条第2項中「執務時間内」を「勤務時間内」に改め、同条第3項中「執務時間外」を「勤務時間外」に改める。

(地価公示台帳閲覧規程の一部改正)

第3条 地価公示台帳閲覧規程(昭和46年3月生駒市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前9時から午後4時30分まで」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。